

令和3年第7回

農業委員会総会議事録

- ・ 開催日 令和3年7月30日
- ・ 会場 深谷市役所大会議室

深谷市農業委員会

深谷市農業委員会総会日程

令和3年7月30日(金) 午後2時から
深谷市役所3階 大会議室

1. 開 会

2. 議長選出

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- 1) 報告第 38 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2) 報告第 39 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
- 3) 報告第 40 号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 4) 報告第 41 号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 5) 議案第 39 号 農用地利用集積計画の決定について
- 6) 議案第 40 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 7) 議案第 41 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
- 8) 議案第 42 号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について
- 9) 議案第 43 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 10) 議案第 44 号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について
- 11) 議案第 45 号 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見について

5. 閉 会

深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和3年7月30日	開会場所	深谷市役所大会議室		
開閉の日時	開 会	令和3年7月30日(金) 午後2時00分			
	閉 会	令和3年7月30日(金) 午後2時20分			
議長	会長 安藤 已喜夫				
委 員 出 席 状 況					
議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
1	木口 正彦	出	21	塚原 勝美	出
2	茂木 浩	出	22	富田 千恵子	出
3	江口 明	出	23	塚越 石夫	出
4	柴崎 安雄	出	24	石川 野理子	出
5	小内 忠	出	1	増野 弘	出
6	大澤 慶三	出	2	糸原 清	出
7	下田 洋子	出	3	田中島 隆	出
8	小嶋 道夫	出	4	篠原 哲男	出
9	吉田 光雄	出	5	大澤 正	出
10	新井 安夫	出	6	橋本 繁穂	出
11	新井 美津子	出	7	加藤 富夫	出
12	関根 満好	出	8	鶴田 博樹	出
13	福島 明	出	9	飯塚 諭	出
14	坂本 清	出	10	原口 友一	出
15	宇野 正行	出	11	根岸 英男	出
16	荻野 正和	出	12	須永 政信	出
17	飯島 三喜男	出	13	野辺 一夫	出
18	小暮 次男	出	14	馬場 詔二	出
19	今井 順子	出	15	大野 晃	出
20	安藤 已喜夫	出	16	高荷 政行	出
説 明 者	事務局長	吉田 稔			
	事務局次長	大木 保			
	局長補佐兼農地係長	大浜 和雄			
	主査	山口 圭一			
	主任	中島 寛			
参 与	農業振興課 主査	福島 芳宏			
	農業振興課 主任	山本 哲也			
	農業振興課 主事	加藤 寛規			

会 議 件 名		て ん 末	
会 議	開会	事務局長	<p>本日は、深谷市農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただ今から、令和3年第7回深谷市農業委員会総会を開会いたします。</p>
	出欠席委員の報告	事務局長	<p>本日は、委員24人中24人の出席となりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立しておりますことを報告します。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員につきましても全員の出席となっておりますのでご報告いたします。</p>
	議長の選出	事務局長	<p>次に議長の選出を行います。</p> <p>深谷市農業委員会総会 会議規則第3条に会長が議長となる旨、規定されておりますので、安藤会長にお願いいたします。</p>
	議事録署名人の署名	議 長	<p>それでは、議長を務めさせていただきます。</p> <p>本日は、お忙しいなかご出席ありがとうございます。</p> <p>なお、本日の総会につきましては、新型コロナウイルス対策として、議案説明を省略して行います。ご協力をお願いします。</p> <p>それでは、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議席番号3番江口委員、議席番号4番柴崎委員、以上2名を指名いたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
進 行	報告について	議 長	<p>それでは、総会日程にしたがいまして、順次進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、報告第38号「農地法第18条第6項の規定による通知について」から、報告第41号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」までにつきまして、事務局より説明をお願いします。</p>
		事務局	<p>では、事務局より説明させていただきたいと思います。</p> <p>議案書と合わせて、今日お配りいたしました深谷市農業委員会総会提出議案についてという横長の紙をご覧くださいと思います。こちらに各議案についての件名と説明の方が記されています。</p> <p>まず議案書の1ページ、報告第38号「農地法第18条第6項の規定による通知について」ですが、こちらにつきましては、農地の賃貸借の解除や解約をする場合には都道府県知事の許可を受けなければならないということですが、貸主、借主の合意によるもので農業委員会にこの通知をすれば知事の許可は不要になるということで、この通知を提出することをもって、知事の許可不要で解約ができるという内容のものでございます。なお、こちらについての説明で、農地法上では農地等ということを書いてありまして、農地等というのは農地及び採草放牧地になるのですが、深谷市の場合、採草放牧地というのがほとんどないので、説明するうえで便宜上わかりやすいように農地としてありますので、必ずしも厳密に正確なものではないことだけはご了承くださいと思います。</p> <p>続きまして議案書の4ページになります。報告第39号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について」ということですが、こちらにつきましては、相続により農地を取得した場合には、農業委員会にその旨を届けなければならないということで、それに基づいて届け出がされたものでございます。ちなみに5ページを見ていただきたいと思います。5ページの整理番号5番の右から2番目にあっせん希望という欄があります。そこに「無」とか「有」とかありますが、「有」の場合につきましてはあっせんを希望しているということですので、もし、どなたかこの土地を借りたいという方がいましたら、事務局にお知らせいただきたいと思います。</p>
状 況			

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況		議 長	<p>続きまして、9ページをお願いいたします。報告第40号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」ということですが、こちらについては市街化区域内において自分の所有している農地を農地以外のものに転用する場合にこちらの届出が出されることとなります。</p> <p>続きまして10ページをご覧いただきたいと思います。報告第41号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」ということですが、こちらは同じく市街化区域内におきまして、転用を目的として農地を購入、賃貸借等する場合に届け出るものとなります。</p> <p>説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。</p>
	議案第39号 「農用地利用集積計画の決定について」	議 長	<p>次に、議案書の14ページ、議案第39号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
		事務局	<p>引き続き説明をさせていただきます。</p> <p>議案書14ページ、議案第39号「農用地利用集積計画の決定について」になります。こちらにつきましては、その次のページ15ページに利用集積計画概要表というのがありまして、それ以降16ページから農用地利用集積計画(案)ということで、1件ごとの詳細が書かれています。こちらの案を市が作成するんですけども、作成した案を農業委員会の審査決定を経て公告することによりまして、農地法の許可を受けることなく、農地の貸借の効果が発生するというものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
	議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、この件について質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>	
	議 長	<p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。</p> <p>本件は、決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p>	
	議 長	<p>異議がございませんので、本件は原案どおり決します。</p>	
	議案第40号 「農地法第3条の規定による許可申請について」	議 長	<p>次に、議案書の23ページ、議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
		事務局	<p>それでは、議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、こちらにつきましては、農地を売買、賃貸借等する場合には農業委員会の許可が必要ということで、こちらに申請がなされるものでございます。</p> <p>説明は以上になります。</p>
		議 長	<p>こちらについては主に農地の売買に関することとなります。</p> <p>この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>

会 議 件 名		て ん 末	
会		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。 本件は、決することによろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。
議	議案41号 「農地法第4条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	次に、議案書の25ページ、議案第41号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
		事務局	引き続き事務局より説明いたします。 議案第41号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」でございますが、こちらにつきましては、市街化区域以外の自分の所有している農地を農地以外のものに転用する場合に許可を受けなければならないということになります。 こちらは市街化区域を除くということで市街化区域の方につきましては、先ほどの第4条第1項第8号の届け出ということになりますが、それ以外の場所につきましては、農地を農地以外のものに転用する場合に申請していただくというものになります。 以上になります。
		議 長	ただ今事務局より説明がありました本件につきまして審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りします。 本件は、決することによろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
進		議 長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。
行	議案第42号 「農地法第5条第1項の 規定による許可後の計画 変更申請承認について」	議 長	次に、議案書の26ページ、議案42号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
		事務局	それでは議案第42号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」ということでございますが、こちらにつきましては、このあとで農地法第5条の許可がありますけれども、以前その許可を受けまして、そののちに転用計画の内容に変更が生じた場合に改めてこちらの計画変更承認申請を提出していただくという内容になります。 説明は以上になります。
状		議 長	はい。これはちょっとわかりづらいかと思います。これは当初議案の通り、自己用住宅として申請して許可が出た後に、都合が悪くなったのか、資金繰りが悪くなったのかわからないけれども、当初の申請人とは別の方が変更の申請をするということです。これについてはもう少しわかりやすく具体的な説明をお願いします。
		事務局	はい。事務局より説明させていただきます。 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認につきましては、過去に農地転用の許可を取得している方がいる土地に関し、現在その転用行為自体が未完了の状態にある土地について、
況			

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況	議案第43号 「農地法第5条第1項の 規定による許可申請 承認について」	議 長	次に、議案書の27ページ、議案第43号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
		事務局	はい。では、議案第43号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」でございますが、こちらにつきましては先ほどもありました通り、転用目的として農地を購入、賃貸借等する場合にこちらの5条の許可を受けなければならないとなっております。なお市街化区域につきましては先ほどもありました通り、第5条第1項第7号の届出となりますので、そちらの方を除くということになります。 第5条の説明は以上です。
		議 長	ただ今事務局から説明がありました第5条第1項、これは市街化調整区域等の市街化区域以外の区域においての申請ということになりますが、農地から農地以外のものに変えること、住宅の建築を目的とするものなどになります。 それでは本件について審議いたします。 本議案のうち、整理番号9番につきましては、議席番号〇〇番、〇〇委員に関する案件ですので、〇〇委員には暫時退室をお願いします。 (〇〇委員退室)
		議 長	それでは整理番号9番の件について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。 本件は決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。 〇〇委員の入室をお願いします。 (〇〇委員入室)
		議 長	はい。再開します。 今の件につきましては、当事者に関する案件ということで、公平性ということの中で暫時退室ということをとらせていただいております。委員会の審議のやり方についてはこのような形になります。 それでは、先ほど決しました以外の案件につきまして、一括審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。 本件は決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。

会 議 件 名		て ん 末	
議 進 行 状 況	議案第44号 「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」	議 長 農業 振興課	次に、議案書の31ページ、議案第44号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題とします。 こちらにつきましては、農業振興課より説明を求めます。 はい。農業振興課でございます。議案書31ページ、議案第44号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を説明させていただきます。 本議案は農地中間管理事業における農地貸借に関するものでございます。農地中間管理事業は農地中間管理機構である埼玉県農林公社が農地の所有者から農地を借り受け、経営規模の拡大や農地の集積・集約化を図ろうとする担い手農業者等にまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸し付けることにより、農地の有効利用や農業経営の効率化を進めていくものです。本事業における農地貸借につきましては、まず所有者と農地中間管理機構が利用権にて農地貸借を行います。農地中間管理機構が農地を借受けたあと、農地中間管理機構が行う公募に応募した借り受け希望者に農地を配分する計画を作成し、埼玉県知事の認可をとることで貸借が成立することとなります。この農地の配分計画を作成した際、機構は農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき農業委員会の意見を問えるとされていることから議案の提出に至ったものです。 内容としましては、借受者が農地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みがあるか、当該農地を借受けることで周辺の農地利用に悪影響を及ぼす恐れがないか、借受者は農作業に常時従事する見込みがあるか等でございます。今回配分する農地につきましては、上敷免地区5筆、4,711㎡です。議案第44号の番号4番については、今回新たに農地中間管理機構が利用権にて農地貸借を行う農地です。先ほどの議案39号でご審議いただいた「農用地利用集積計画の決定について」の整理番号29番がこれに該当いたします。なお、番号1番、2番、3番、5番の農地につきましては、議案第39号に付議されておりません。理由といたしましては、過去の農業委員会において、機構への利用権がすでに設定されていることから、今回の議案第39号には付議されていないものでございます。これらの農地につきましては、当初農地中間管理事業にて農地を借受けたものから新たな借受者に貸替えが行われるものでございます。 以上説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
		議 長 議 長 議 長	はい。農業振興課より説明がありましたが、本件について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声) 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。 本件は「意見なし」として、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声) 意見がございませんので、本件は「意見なし」と決します。
	議案第45号 「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見について」	議 長 農業 振興課	次に、議案書の32ページ、議案第45号、「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見について」を議題とします。 農業振興課より説明を求めます。 農業振興課です。議案第45号、「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見について」ご説明させていただきます。

会 議 件 名		て ん 末	
会 議			<p>今回の提出議案につきまして、事前にイメージ図を配布させていただいておりますが、お手元にございますでしょうか。よろしいでしょうか。今回委員の皆様が改選されてから初めての総会議案となりますので、少しお時間をいただきまして、制度の概要等についてご説明させていただきたいと思ひます。</p> <p>深谷市では、駅周辺など市街化区域と呼ばれる区域のほかに農業振興地域という地域がござひまして、今回お配りしたイメージ図ですと赤い線の中の区域を指しているのですが、この農業振興地域の中には農用区域と呼ばれる、イメージ図ですと緑色で塗られているところ、こちらは農地なのですが、農用区域と呼ばれる区域がござひます。この区域につきましては、農地転用等が厳しく規制されておりまして、農地を使って住宅などを建てる場合には農用区域から、いわゆる除外と呼ばれる手続きが必要となります。この除外という手続きが、今回の農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更という行為になります。この計画を変更しようとする場合には農業委員会や農協、土地改良区等の意見を聞くことになっていることから、今回議案を提出させていただいたものでござひます。なお、深谷市の農用区域の現在の面積につきましては5957.8haござひまして、今回整備計画を変更することによって約2haの農用地の面積が減ることになりまして、5955.8haが整備計画に定められた農用地の面積として残るものとなります。</p> <p>概要等を合わせての説明は以上となります。</p>
			<p>議 長 はい。ただ今、農業振興課から説明のありました件につきまして、審議いたします。</p> <p>この件に関しご意見はござひますか。</p> <p>(吉田委員、挙手)</p> <p>吉田委員 はい。いいですか。</p> <p>議 長 はい。吉田委員。</p> <p>吉田委員 今回の農業を取り巻く状況全体を見た時に、この規制がかかると何にもできなくなっちゃって、それで今、水田は田植が終わって稲が青くなってるわけなんですけど、田植をしない家がどんどん増えてきている。原因は高齢化と後継者不足。今度、たぶん8月に農地利用パトロールをやるんですけど、耕作放棄地がだいぶ増えるんじゃないかなと、こういう状況のなかでこういう規制があると利用できないわけですよ。今の農業の現状から逆行しているんじゃないかと。線引きをされちゃったら、その中に遊休農地、荒廃地、どんどん増えるんじゃないかなと私は思うんですけど、何かいい方法があったら教えていただきたい。これ、決まり事、法律だから仕方ないと思うんですけど、その辺のところをひとつよろしくお願ひします。</p> <p>議 長 これはたいへん難しい質問ですが、農業振興課としての一つの考え方の説明をお願ひします。</p> <p>農業 振興課 はい。農業振興地域につきましては、委員がおっしゃったとおり法律で定められているものでして、基準を満たす農地等につきましては、農用地と設定して規制することになっておりますので、現状としては、深谷市では整備計画上、調整区域等のほとんどの農地につきましては、農業振興地域内の農用地ということで、現状規制がかかってしまっている状況で、そこについては、今の段階では何か農業以外の利用となると、今回のように整備計画の変更を行って手続きを進めていくしかないという状況です。ソフト面のことについては、一つ前の議案でありましたように、例えば農地中間管理事業ですとか、それ以外では遊休農地の解消の補助金ですとか、そこまで大きい額は出せないですけども、農業振興課としては、そういった政策もありますので、遊休農地等の解消につなげていければなど思っております。</p>
進			
行			
状			
況			

会議件名		て ん 末	
会 議		議 長	農業振興地域整備計画の規制については、現在深谷市としてもこういった状況ですので、今後整備計画をどう変えていくかというのは検討しているところではありますので、今後見直し等があったときには、またご意見等を伺わせていただくことにはなるかと思えます。現状としては、今現在規制がかかってしまっている状況で何か農地以外の利用となると、手続きを踏んで進めていただく以外はないかなというところになってしまいます。 まともりませんが、以上となります。
		吉田委員	議 長 よろしいですか。 はい。了解。
進 行		議 長	確かに農業振興地域の整備に関する法律については、一時的にはなんとかしようということはかなり突っ込んだ話もしてきましたでありますけれども、土地改良事業、例えば国営かんがい排水事業とか、県営かんがい排水事業だとかもろもろの事業で工事を行っている区域内においては、事業着手から事業の完了まで農振除外がダメであると。それからさらに8年間も農振除外がダメですということで、市内のほとんどのところがこれに引っかかってしまいますから農地転用、開発ができない。前任の委員さんの方々の時にそんな話が出まして、適用が9月1日からということなので、除外・転用の計画がある人はなるべく早めに手を挙げてくれませんか、事務手続きを進めていただけませんかという話がありました。短期間だったこともあり、周知徹底といっても、私も素人ですから、う〜んという感じでした。ただこれらについては、土地家屋調査士さんですか司法書士さん等の専門職の方々については、法令や制度等が変わってこうなるよという時点から動いていたというのが事実であります。 農業委員会というのは独立行政機関でありますから、みなさんの意見を集約するなかで、市に対して、県に対して、国に対してというそれぞれのステージで意見を述べるのですがなかなか難しい。県においては、浦和の本庁と出先の振興センターではなかなかここも確執があったりします。窓口でなるべくけんか腰ではなくて、いろんな意味で一つ協力してほしいというような形での進め方を従前よりやっておりますが、そんなこんなでやっていかないとちっとも前に進まないことも多分にあります。今でもそうであります。吉田委員からも質問がありましたように、かなりハイレベルで難しいことでもあります。農業の振興をしろということで、かつて食糧難であった時代と違って、今は農業技術、ノウハウ、肥料、栽培方式等これらについて国の指針というのは、農産物サプライチェーンとってそれらの技術を海外に買ってこれよと言い、反面国内においては、うんとがんばって作れよと、集約しろよ、寄せて集めろよと。非常に両方面から見たときに矛盾だらけです。なお且つ、特に米麦、まあ主要作物の三種類は米麦大豆ですけど、これらについては主要農作物種子法が廃止されています。また、食糧管理法が廃止され、食糧法が新たに制定されたりしています。そのような中で、先ほどの話しではないですけど、田んぼが空いてしまったり、作る人がいなくなってしまうりする根本はそこにあると思います。だから違うんじゃないの、こう考えたらどうですかって話を申し上げるしかない。だけれども、ひとりではできないのでみんなで連携・連帯して頑張っていたいただきたいと思います。より一層みんなで頑張っていければと思います。 ということで、ほかに質疑はございますか。
		議 長	(委員より「質疑なし」との声) 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。 本件は、「意見なし」として、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
状 況			

上記、会議のてん末を記載し、相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和3年7月30日

議 長 安藤 已喜夫

署名委員 江口 明

署名委員 柴崎 安雄